

平成25年度判事補海外留学研究員報告書簡（第7回）

氏名 倉 重 龍 輔	所属庁・官職 大阪家庭裁判所 判事補	派遣先 ベルギー王国 ルーヴェン・カトリック大学										
提出書面 平成26年4月7日付報告書簡 (別紙) 調査協力の進め方について												
報告期間中の日程の概略（平成26年3月7日～平成26年4月7日） <table border="0"> <tr> <td>平成26年3月10日～</td> <td>裁判官包括調査協力</td> </tr> <tr> <td>14日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>18日～</td> <td>LLMプログラム・ストラスブール研修旅行</td> </tr> <tr> <td>同年3月19日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>同年4月 5日～</td> <td>イースター休暇</td> </tr> </table>			平成26年3月10日～	裁判官包括調査協力	14日		18日～	LLMプログラム・ストラスブール研修旅行	同年3月19日		同年4月 5日～	イースター休暇
平成26年3月10日～	裁判官包括調査協力											
14日												
18日～	LLMプログラム・ストラスブール研修旅行											
同年3月19日												
同年4月 5日～	イースター休暇											
キーワード 裁判官包括調査 ストラスブール研修旅行 ルクセンブルク訪問企画 ハーグ訪問企画												

平成26年4月7日

最高裁判所事務総局秘書課長殿

ベルギー王国派遣

大阪家庭裁判所

判事補 倉 重 龍 輔

平成25年度判事補海外留学研究員報告書簡（第7回）

第1 はじめに

4月に入り日が延びてきて、本日の日没は8時半であった。日中は、25度にまで達する日も増えてきており、半袖で通学する学生も増えてきている。

大学は2週間のイースター休暇に入り、同期間中は講義が行われない。同期間中も公的機関は閉まらないため、この期間を利用して、ベルギーの裁判官との面談、高等司法評議会への訪問を行う予定である。高等司法評議会は、ベルギーで20世紀末に起こった司法改革の結果設立された、裁判官の任命及び評価を目的とする憲法上の機関である。建国以来、法曹一元制度（事実上、各政党に対し、その議席数に応じて指名権を割り当てる方式）をとっていたにもかかわらず、近時キャリア裁判官型制度を導入したベルギーの裁判官制度は、日本の制度とは大きく異なっており、大変興味深い。

第2 裁判官包括調査について

3月10日から14日にかけて、大阪高裁の裁判官が調査のため来白された。大学の講義期間中ではあったが、ベルギーの司法制度の知見を深めることは有益と考え、担当教授らから許可をもらって、同裁判官の調査に同行した。保護観察に関する知識及び人脈を得ることができ、当職自身の修復的司法の研究にとっても大変有益であった。

調査協力に対する進め方について、若干のノウハウを得たので、今後の参考

のため別紙添付する。

第3 ストラスブール研修旅行について

昨年は日本の裁判官として欧州人権裁判所を訪れたが、今回はルーヴエン大学の学生として欧州人権裁判所を訪問した。

による講義や同判事との晚餐会もあり、前回とは違った角度から人権裁判所に関する知見を深めることができた。

2日間で、バスで片道6時間半の行程を往復し、欧州人権裁判所、欧州評議会、欧州議会を回り、人権裁判所判事、欧州評議会職員らと昼食会、夕食会をするという非常に濃密なもので、勉強になったが、体力的にはやや厳しかった。

第4 ルクセンブルク訪問企画について

欧州留学中の他の裁判官から提案をいただいたので、欧州司法裁判所の訪問を企画することにした。欧州司法裁判所の広報担当者に相談したところ、5月14日に、訪問をお受けいただけることになった。また、に連絡をしたところ、面会及び質疑応答を受けて下さることになった。現在、欧州派遣中の裁判官及び書記官10名弱で訪問する予定である。

第5 ハーグ訪問企画について

国際司法裁判所及び国際刑事裁判所に対する訪問も企画しており、現在、当職において国際司法裁判所広報部門との間で日程を調整中である。

国際司法裁判所のWEBページ上には、国際司法裁判所が提供する説明会、質疑応答に参加するためには2ヶ月前の申込みを要するとの記載があるが、実際にはかなり先まで予約が埋まっているそうである。次年度以降、訪問を希望する場合には、ルーヴエン留学者において、早い段階で他の欧州派遣研究員に提案するのがよいと思う。

以上

(別紙)

調査協力の進め方について

第1 事前調査

1 調査事項の精査

秘書課から提供される研究員の調査事項を読み、研究員が希望しているインタビュー対象者、見学先施設を整理、把握する。

今後の交渉において、口頭で調査内容を説明することに不安を感じる場合は、調査事項書を大まかに英訳しておくとう便利である。

2 文献調査

調査事項に関する文献を探し、調査事項に問題点（制度に対する誤解、近時の改正に対する見落とし等）がないかを可能な限り確認する。ベルギー法に関する文献は日本では入手困難であるため、調査対象事項に関連する文献を入手した場合、研究員に提供するとよい。ベルギー司法制度に関する文献の収集方法については以下のとおりである。

(1) 法文

ベルギー国内法の法文（仏語、蘭語）については、英訳版がほとんどない。関連する条文番号を文献で調べた上で、蘭語版か仏語版を読むしかない。

現在では、ほとんどの司法分野において、EU 法が大きく影響している。例えば、刑事分野であれば、欧州委員会の WEB サイトで“policy” – “justice” – “criminal justice”等と調べていけば、当該分野の EU 法の規制を見ることができる。

(2) ベルギー法の概観

英語で書かれたベルギー法の書籍としては、

Andre Alen “Treatise on Belgian Constitutional Law” Kluwer

Hubert Bocken “Introduction to Belgian Law” Kluwer

の2冊しかない。いずれも簡単な知識しか得ることができないが、ベルギーの司法制度の概観を理解するのに有用である。

(3) 個別分野の文献

International Encyclopedia of Law (<http://www.ielaws.com/>)というWEBページでは、ベルギーの個別法に関する論文を入手することができる。ただし、既に情報が古くなっている論文や、有料の論文も含まれているので注意を要する。

EUは、各加盟国の法制度に関する情報を収集している。欧州委員会、欧州理事会等のWEBページでは、数多くの司法制度調査報告書が入手できる。

欧州では、細かな司法分野ごとに欧州全体で数多くの学会が構成されている。それら学会のWEBページでは、制度比較の形でベルギーの司法制度が紹介されている文献を入手することができる。

LLMではEU法の授業しか提供されていないが、当然、ルーヴェン大学にはベルギー法の研究者が多数在籍している。知り合いの教授に頼めば、当該分野の専門家を紹介してもらえ、同教授から説明を受けたり、英語論文を紹介してもらったりすることができる。

第2 インタビュー対象者の選定

1 [] への相談

同教授は、ベルギーで唯一の[]である。そのため、研究員においても同教授との面談を希望することが多いので、まず同教授と研究員との面談日程を調整するのがよいと思われる。

同教授からは、当該調査事項に関する一般的な説明をしてもらうことができるし、インタビュー対象者の候補者の紹介を受けることもできる。同教授が、インタビュー対象者の候補者を直接紹介することが難しい場合も、少なくとも仲介者を紹介してもらうことができると思われる。

2 その他の協力者

■以外に、以下の方々が、今後日本の裁判官に対する協力を約束してくれている。これらの方々には、紹介なしに連絡して問題ない。

【刑事司法】

■

■

■

【少年司法】

■

【民事司法，仲裁手続，裁判官制度】

■

同氏は、

■

■でもある。

【法社会学，修復的司法】

■

第3 インタビュー対象者への依頼

1 依頼について

インタビュー対象者に対する依頼は、英語のメールで問題ない。当職は、初回のメールに、研究員の略歴や調査事項の概要を記載した英語文書を作成し、同文書をメールに添付した。

通常、紹介者がだいたいの説明をしているため、時間及び場所の調整をすれば足りる。慣れない場所での移動となるし、短期滞在の研究員は体力的にも大変なので、時間的に余裕を持った計画にするとよいと思う。

2 依頼の方法について

先方に対し、インタビューを行うために、最高裁からの正式な依頼又は外務ルートを通じた正式な依頼の要否を確認しておくといよい。なお、陪審員裁判で当事者席に座って傍聴をしたものを含め、いずれも当職からの依頼で足りた。

3 インタビューの言語について

ベルギーにおける調査において、一番問題になるのがインタビューの言語である。早い段階で、先方の希望を聞いておく必要がある。

通訳を入れる場合、費用等の問題もあるため、可能な限り、同一の通訳人が必要になる日を同日に固めた方が好ましい（1日目フランス語、2日目オランダ語・・等）。一般的に、フランダースの方が、英語が通用するため、研究員と協議してフランダースにおける研究を中心とすることも考慮に値する。

4 日程表の作成について

日程調整中は、日程表を作成して適宜更新し、最新のものを研究員及び最高裁秘書課担当者と共有しておくといいと思う。最終的には、インタビュー対象者とも日程表を共有するのが好ましいので（先方に調査の全体像を把握してもらうことで、先方においてメリハリのある説明をしてもらえる。）、日程表は英語で作成するといいと思う。

第4 通訳について

当職が担当した調査においては、インタビュー対象者にオランダ語を希望する者が多かったため、オランダ語通訳を依頼することにした。

と相談した結果、ルーヴェン大学人文学部日本語学科の大学院生を紹介してもらった。法的概念について当職ととであらかじめレクチャーを行った上で、インタビューに臨んだが、プロの通訳に劣らない質の通訳をしてくれた。判事補留学生が同行する場合、難しい法的概念については留学生在が英語でかみ砕いて説明すれば、全く問題なく調査が行えると思う。

大学院生に通訳を依頼する場合の報酬について、とも相談したところ、1日中インタビューをする等、かなり大変な仕事をしてもらっても、1日につき100ユーロを超えない金額でいいのではないかという話になった。

第5 その他の情報提供

ホテル周辺の治安情報、交通機関の情報（国鉄のGo Pass等）の提供は積極

的に行うとよい。

ベルギーでは、携帯電話用 SIM カードを自動販売機で購入できる。研究員がスマートフォンを持っている場合、SIM ロックを解除してから来白することで、15 ユーロ程度で現地の SIM カードを購入すれば、滞在中、携帯電話及びインターネットが使用可能になる。この情報は、研究員において、非常に有益だと思われる。

以上

平成25年度判事補海外留学研究員報告書簡（第8回）

氏名 倉 重 龍 輔	所属庁・官職 大阪家庭裁判所 判事補	派遣先 ベルギー王国 ルーヴェン・カトリック大学									
提出書面 平成26年5月6日付報告書簡 （別紙 ベルギー王国の総選挙について）											
報告期間中の日程の概略（平成26年4月8日～平成26年5月6日） <table border="0"> <tr> <td>平成26年4月16日</td> <td>アントワープ控訴院</td> <td>訪問</td> </tr> <tr> <td>25日</td> <td>メヘレン第1審裁判所</td> <td>訪問</td> </tr> <tr> <td>28日</td> <td>ADAM（アントワープ代替的刑罰機関）</td> <td>訪問</td> </tr> </table>			平成26年4月16日	アントワープ控訴院	訪問	25日	メヘレン第1審裁判所	訪問	28日	ADAM（アントワープ代替的刑罰機関）	訪問
平成26年4月16日	アントワープ控訴院	訪問									
25日	メヘレン第1審裁判所	訪問									
28日	ADAM（アントワープ代替的刑罰機関）	訪問									
キーワード 現地法律関係者との交流 研究の進捗											

平成26年5月6日

最高裁判所事務総局秘書課長殿

ベルギー王国派遣

大阪家庭裁判所

判事補 倉 重 龍 輔

平成25年度判事補海外留学研究員報告書簡（第8回）

第1 はじめに

ベルギーでは、5月25日に予定された統一選挙に向けて、選挙運動が熱を帯びてきている。国家分離の議論がなされているベルギーにおいて、統一選挙を間近で見ることができることは、本当に貴重な経験である。

第2 現地研究者との交流

先日、ベルギーの民法学者と話をしていた、ベルギー民法1386条の2の話題になった。同条項は、不法行為に関して精神疾患を理由に行行為者の責任能力が認められない場合に、裁判官が事情（特に両当事者の資力）を考慮して妥当な額の金銭の支払を命ずることができるとする条項である。当該条項自体も非常に興味深いのだが、今回報告したいのはむしろその後の会話である。すなわち、同条項に関する法律的な議論を終えた同教授は、当職に対し、当該条項は儒教の影響下にある日本人に受け入れやすいのではないかという質問をされ、また、日本では和解手続を通じて同条項と同様の解決がされているのではないかという質問もされた。実は、欧州の法学的研究者と話していると、この種の質問を受けることがよくある。

1点目につき、近年欧州では中国思想への関心が高まっているところ、欧州人は、アジアを一括りに理解したがるため、日本人の倫理観、法意識についても、儒教の枠組でとらえようとする傾向があるように思う。当職は、日本にお

いて儒教は学問の対象であったことから、国民意識への影響は限定的であると解されていることを説明しているのだが、理解を得るのはなかなか難しい。

2点目について、日本の和解手続も、正しく理解されていないと感ずることがある。実は、真偽は不明だが、日本の民事裁判は和解による解決が多くて予測可能性が低い等と評され、海外企業が国際取引をする際に日本に国際管轄を置くことを避けている等という話を聞いたことがある。日本では、裁判官が自身の価値観に基づいて強引に和解勧誘をしていると思っているのであろうか。我が国の和解手続は他国に誇るべきものと思っているだけに、誤解されているのであれば残念である（比較仲裁法のゼミで、日本仲裁法38条を紹介した際の議論からすると、特にコモンロー国の法律家にとって、判断者と一方当事者とは相手方の同席しない場所で話をすることや、判断者が和解の説得をするという制度が、理解しにくいようである。）。

もちろん、我が国の法律観や司法制度を欧州の法学者や法律家に伝えることも当職の仕事の一つであると自覚している。しかし、もっと大規模なアピールが必要だと感ずることもある。本当に海外企業が我が国での訴訟を避けようとしている等の事態があるとすれば、それは日本企業のリーガルコストを高めるとともにリーガルリスクを上昇させることになり、国益に反すると思われる。実際、日本の司法は欧州に比べても高水準にあると考えるので、その実態を国際的に発信していく実益は高いと思われる。海外での意識調査や、海外に向けた広報活動のあり方等、我が国の裁判所の方向性をもっと考えたいと感じた。

第3 研究の進捗

大学の講義とは別に、自身の研究のため、現地の実務家から多大な協力をいただき、インタビュー、施設視察等豊富なフィールドワークを行っている。先日参加した国際法の学会で、欧州では「司法官同士の対話」の重要性が指摘されていたが、当該分野では、我が国の裁判所は先進的であると思う。

以上

ベルギー王国の総選挙について

最高裁判所秘書課御中

平成26年5月6日

在ベルギー判事補研究員

倉 重 龍 輔

ベルギーでは、2014年5月25日に総選挙が予定されている。同国では、2010年6月に行われた前回総選挙の後、連立交渉が難航し、541日間にわたって政権不在となった。このように、近年、同国の政治状況は困難な状況にあるため、同国の現状（主に政治的対立の背景事情）とともに選挙の状況を報告する。

第1 基礎情報

1 ベルギーについて

ベルギーは、面積約3万1000キロ平方メートル、人口約1100万人、年間GDP約5000億米ドルの国家で、これらは九州とほぼ同規模である。ただし、国土の大部分が平地であること、現在でも人口が急速に増加していること（平均寿命の延長、出生率の向上、移民の増加が主要因）等の事情は我が国とは大きく異なる。

首都ブリュッセルは、人口100万人程度であり、欧州でも中規模の都市である。しかし、EUのほとんどの主要機関が置かれていることから、事実上、EUの首都機能を果たしており、また、NATO本部等も置かれる等、欧州政治の中心地となっている。極めて多様な人種が居住する世界有数の国際都市であり、近年、ブリュッセルで出生する男子の名前で最も多いのはアラブ系の「Mohammed」である。

宗教は、伝統的にカトリック75%、プロテスタント25%であったが、近

年イスラム教徒の割合が増加している。ベルギーでは、定期的に教会に通う者は多くなく、キリスト教をベルギー文化の一部としてとらえていると述べる者も多い。

公用語は、オランダ語（国民の約60%。主に北部に居住する。）、フランス語（国民の約40%。南部に居住する。）、ドイツ語（約1%。フランス語圏に囲まれたドイツよりに居住する。）である。各地域にそれぞれ地方公用語が定められている。ブリュッセルは、オランダ語圏に囲まれた場所に所在するが、フランス語話者が85～90%を占めており、オランダ語話者は10～15%である。ブリュッセルは、両言語をともに公用語とするバイリンガル地域と呼ばれている。言語については、後述2の問題を抱えるものの、ベルギー人の語学力は国際的に高く評価されており、EU、国際連合等で、英語及びフランス語を原本とする文書を発表する際、両文書間の一貫性の審査は、ベルギー人が行うことが多いようである。

経済については、一人当たりGDPが世界最高水準であり（2008年時点で約3万6000米ドル）、極めて豊かである。特に、世界最大のビール会社を有する食品分野、化学分野等に強い。ただし、小国として、貿易依存度が高い点に、やや不安がある。欧州の中心として、日本企業の事業所も多いが（トヨタの欧州統括本部等）、直行航空便がない等の理由から、近年、英仏独への移転が進んでいる。それでも、在留邦人は6000人近く、欧州でもトップクラスである。

2 ベルギーの言語問題について

1830年にオランダからの独立を達成したベルギーでは、当初、オランダの影響を排除すべく、南部ワロン地方のフランス語系住民が社会的優位に立っており、公用語もフランス語とされていた。当時は、経済的にも、鉄鋼、石炭を主産業とする南部が優位であった。北部フランダース地方の住民は、オランダ語の公用語化を主張していたが無視され続けたため、公務員になるため又は

首都ブリュッセルで就職するためにフランス語を習得する必要があった。

ところが、第2次世界大戦後、北部の化学工業等が発展したこと、北部に近いライン川流域の国際貿易拠点性が高まったこと、南部の資源の枯渇から、経済的な逆転が生じた。いったん経済的格差が生じると、フランダース地方では、住民の豊かな語学力（フランス語及び英語）を背景に海外からの資本流入も増えてさらに発展していったのに対し、フランス語しか話せないワロン地方の住民は、地域内に就職先がない上、語学の壁からフランダース地方で働くこともできないという状況に陥り、経済格差は拡大傾向にある。このような状況にもかかわらず、ベルギーでの居住を希望する外国人にフランス語圏での生活を望む者が多いことから、彼らの多くがブリュッセル及びワロン地方に流入することになり、同地方の失業率をさらに高めているように思われる。

経済的に逆転したフランダース住民の主張を抑えることはできなくなり、1963年に言語境界線が定められ（第2次グリソン法）、同境界線より北部では、オランダ語が公用語とされることになった。同境界線は、1970年の憲法改正により、憲法秩序にも組み込まれた。

経済格差が拡大していくと、フランダース地方の税金の多くが、ワロン地方で使われるという状態が生じるようになってきた。歴史的な経緯も背景に、このことに反発したフランダース地方の住民は、国家の連邦化を要求するようになった。ワロン地方の住民はこれに反発するが、そのことでかえってフランダース地方の住民の要求は強固なものとなり、ついに1993年に憲法を改正し、連邦制を導入することになった。

このように、ベルギーにおける国内対立は、歴史的に醸成された複雑な感情的対立に基因している。また、このような地域的対立に加え、フランドル地方に位置しながらも、フランス語系住民が約9割を占める首都ブリュッセルの存在が、この対立を一層複雑にしている。ただし、私見では、海外メディアが評する「言語戦争」等といった表現は適切だとは思われない。国民同士が憎しみ

合っているわけでは決してなく、世界中のどこの国にもある近隣国国民同士の複雑な感情が国内にある程度である。経済についても、ワロンが比較的苦境にあるのは確かだが、ベネルクス三国域内の話であって、世界中のほとんどの地域よりも豊かな生活を送っている印象である。

3 ベルギーの政治制度について

(1) 概要

ベルギーは、連邦国家であり、3つのコミュニティ（共同体）、3つのリージョン（地域）、4つの言語グループによって構成されている。これらの地方制度は、それぞれが重なり合っている。共同体は、フランダース共同体、フランス語共同体及びドイツ語共同体から成る。地域は、フランダース地域、ワロン地域及びブリュッセル首都地域から成るさらに、言語グループは、オランダ語圏、フランス語圏、ドイツ語圏及びブリュッセルバイリンガル地域から成る。ただし、フランダース共同体及びフランダース地域は統合しており、事実上一つの組織となっている。

フランダース地域、ワロン地域はそれぞれ5つ州から構成されるが、ブリュッセル首都地域は州を持たない。また、ベルギー国内には、合計589の自治体があり、これらが、州とは別に7つの自治体郡を構成している。

これらの区割は、全て地図上の境界線を持っており、境界線変更のためには、国会において憲法が規定する特殊な多数決（それぞれのグループを代表する議員の意思も尊重するもの）による必要がある。

(2) 権限

連邦政府の権限は、共通事項に限られる。具体的には、司法、防衛、警察、社会保障、公債発行及び公共投資、原子力、国営企業の運営（鉄道、郵便〈民営化途上〉）である。EU、NATO等の対応も連邦政府の役割である。

共同体は、当初は、言語に関する機能を中心に設立され、教育、文化、言語使用に係る事務を扱っていたが、権限は拡大し、現在では公衆衛生（治療

及び予防）、個人の支援（青少年保護、社会保障、家族の問題解決、移民の支援）も行っている。

地域は、地域内のより一般的な事務を扱う。例えば、経済政策、雇用、農業、水資源管理、エネルギー、住宅、公共事業、都市計画、環境保護等である。州や自治体の監督や、広域で活動する電気、ガス会社の監督等も行う。

言語地域は、それ自体に権限はなく、特別な機関を有するわけではないが、事実上の存在として影響力を有している。

（３）現状

ベルギーでは、上述の複雑な連邦制によって、連邦政府の権限が縮小している。また、その領域内に EU の事実上の首都や NATO 本部を有しているため、外交、軍事についても、ベルギー連邦政府の存在感は弱まっている（2009年のリスボン条約により、EU の共通外交安全保障政策は更に強化された。）。そのため、歴史的な言語間の対立を背景に、フランダースとワロンの分離を述べる勢力が強まってきている。

例えば、前回統一選挙では、国家分離を掲げる新フランダース同盟(N-VA)が第一党となった。ただし、ベルギーでは一党による単独過半数は事実上実現不可能であるところ、同党党首 Bart De Wever 氏は、連立政権の首相への就任を拒むとともに、連立政権にも参加しなかった。結果的に、ベルギーは、現在の政権が誕生するまで541日間の政府不在を経験することになってしまったが、それで特段の問題が発生しなかったことが、さらに国家概念に対する疑念を生じさせている。Wever 氏は、その後アントワープ市長に就任しており、フランダース地域における同党の人気の高さをうかがわせる。ただし、N-VA は、海外メディアが指摘するようないわゆる右翼政党ではないことに注意する必要がある。同じくフランダース地域の国家分離論者の政党としてフラームスベラング党があるが、同党が移民受入れ、多文化主義、ワロンへの経済的支援に激しく反対するのに対し、N-VA は、そのような主張は

していない。現在の国家を二分するというイメージよりも、EU と地域政府の間にある「国家」の必要性を再考すべしというスタンスと思われる。

一方で、ベルギー国家の一体性を強調する者が一定数いることも忘れてはならない。全体として、国家存続を主張する政党が過半なのはもちろん、国家維持を強く主張する個人も多い。このような者らの主張方法は、自宅のベランダ、車にベルギー国旗を掲揚することであり、集合住宅であれば1戸の建物に複数の国旗を見ることもある。

4 ベルギーの王室について

ベルギーでは立憲君主制がとられており、国王の権限は厳しく制限されている。裁判の執行や、法案への署名等国政に関する権限も有するものの、その裁量性は事実上否定されている。なお、裁判の執行が国王の権限であることから、死刑が事実上廃止されていた期間は、死刑判決に対する国王の恩赦という形で処理されていた。

政治との関係で印象的な歴史的事実としては、1990年、ボードゥアン1世国王陛下（当時）が、自身の良心との関係で議会在可決した妊娠中絶法案に署名できないとして、内閣と協議して一時的に「統治不能」となり、内閣による代理署名で法律を成立させた事例がある。

国王の事実上の重要名役割として、連立内閣成立への働き掛けがある。前回統一選挙後の長期政府不在期間中、アルベール2世前国王陛下による各党党首に向けた演説が、連立政権成立のために大きな意味を有していたと評する者も多い。

同国王陛下は、2013年7月21日（ベルギー建国記念日）に、長男のフィリップ国王陛下に王位を譲位した。本来他国民が王室の意思を推察することは慎むべきであると思うが、これには、今回の統一選挙に向け、フィリップ国王陛下に経験を積ませる目的があったと評する内外メディアによる報道もあったことは指摘しておくべきである。

第2 選挙について

ベルギーでは、2014年5月25日に統一選挙が予定されている。

ベルギーは多数政党制度をとっており、事実上、一党が議席の過半数をとる事態は起こりえず、多数政党による連立政権を形成して政権運営を行っていくことになる。選挙は義務制の比例代表制である点に特徴がある。

1 内容

ベルギーでは、前回統一選挙の後の政治空白をきっかけに、2013年12月19日の第6次国家改革の一環として、選挙制度の改革が行われた。その結果、以後、国政選挙は、欧州議会（EUの機関である議会。欧州理事会とともにEU立法権を共有する。）の選挙と同一の日に行うこととされた（これにともない、選挙周期は、これまでの4年から5年に変更された。）。地方議会選挙は、従前から欧州議会選挙と同一期日に行われることとされていたため、今後、ベルギーでは、欧州議会、連邦議会、地方議会の3種類の選挙が同時に行われることになる。

2 選挙権について

ベルギーで行われる選挙は、詳細に述べると地方自治体選挙、州議会選挙、地域議会選挙、連邦議会選挙、欧州議会選挙の5種類である。なお、言語圏議会に関し、フランダース議会は統合されており、フランス語圏議会は、ワロン地域議会議員及びブリュッセル議会フランス語議員によって構成される。

選挙権について、18歳以上のベルギー国民は、当然に全ての選挙について選挙権を有する。

ベルギーに居住する18歳以上のEU市民は、1994年以降、欧州議会選挙の選挙権及び被選挙権を有する。また、18歳以上のEU市民は、2000年以降は、地方自治体選挙の選挙権及び非選挙権も有することになった。ただし、地方自治体選挙の被選挙権は、道議会議員のものに限られ、首長に立候補することはできない。

18歳以上の非EU市民も、2004年以降、条件付きで地方自治体議会の選挙権（被選挙権は含まない。）を有することになった。条件としては、ベルギー国内に最低でも5年居住していることであり、ベルギー法及び欧州人権条約を尊重することを誓約して選挙人登録することである。

3 義務制

ベルギーの選挙は義務制である。ベルギー国民が投票を怠った場合、罰金の支払を命じられる。外国人であっても、いったん選挙の登録をした場合、投票は義務となり、その義務を怠ると罰金の支払を命じられる。

義務懈怠の制裁の内容につき、初回は罰金5ないし10ユーロ、2回目以降は10ないし25ユーロである。また、15年に4回以上棄権した場合、10年間選挙権が停止される。

投票の有無の証明としては、選挙会場に個人情報記載の選挙通知を持参し、それに「投票済み」のスタンプを押してもらう方法による。

白票又は無効票を投じることは自由であり、現に、そのような意思表示を行う者も決して少数ではないようである。

4 前回選挙以後の変更点

2010年6月に行われた前回の統一選挙後、541日間の政治空白（2011年12月6日ディルポ内閣誕生まで）が生じたのは既に述べたとおりである（なお、2007年総選挙の後も、連立交渉に9か月を要した。）。同選挙の反省を踏まえ行われた第6次国家改革では、選挙制度に関し、上述の国政選挙周期の延長の点に加え、以下の2点も変更された。

1点目は、上院議員の直接選挙制の廃止である。それに伴い、上院の機能弱体化、国王の子息の議員資格の廃止等もなされた。

2点目は、前回選挙の際、議論の火種となったBrussel-Halle-Vilvoorde(BHV)選挙区の解体である。この問題は、ベルギーの言語問題を反映しているといえるため、詳述したい。

同選挙区は、ブリュッセル近郊に位置し、ブリュッセルバイリンガル地域とオランダ語圏の双方にまたがる極めて例外的な選挙区であった。ベルギーの選挙区は言語圏ごとに候補を選出する制度となっているところ、上記 BHV のうち HV 地区はフランダースに位置しており、オランダ語圏の選挙区としてとらえられていた。しかしながら、HV 地区に居住しているフランス語系住民は、例外的にブリュッセルのフランス語候補に対して投票することができるとする特例が設けられていた。この特例に関しては、従前から、オランダ語話者が同制度をフランス後話者に対する恩恵的救済ととらえているのに対し、フランス語話者は同制度をフランダース内での権利保障ととらえており、意識の差が大きいことが指摘されていた。また、近年、ブリュッセルの拡大とともに、都市部からフランス語話者が流入してきていたことも、オランダ語話者の目には領域の侵略と写り、同選挙区の存在に関しては、主にオランダ語話者から激しい批判が加えられていた（連邦制移行後のベルギー憲法は、言語圏を基礎とする秩序を取り込んでいるため、憲法問題としても議論されていた。）。そこで、今回の改革により、BHV 選挙区は二つに分けられ、一方はブリュッセル中央区と統合され、一方はフレミッシュブラバント選挙区と統一されることとなった。

5 投票方法について

ベルギーの選挙は、比例代表制である。

各政党は、投票日の数か月前に選挙区ごとの名簿を作る。この名簿には、議席数と同数の候補者を記載することができ、その作成は、完全に政党の自由とされている。

ベルギーの選挙期間は、周辺国に比べ短く、1 か月間とされている。大型掲示板の使用等、選挙活動の方法には制限がある。選挙活動資金を含め、政党の運営費用は、全て国家からの補助金及び党員の会費で賄われている。

ベルギー国民は、投票において、以下の5種類の選択肢を与えられている。

① 順位を含め政党の名簿全体に対して投票する、② 特定の政党の1名又は

複数の候補者に対して投票する，③ 一人又は複数の予備者に投票する，④ 特定の政党の1人又は複数の候補者並びに1人又は複数の予備者に投票する，⑤ 無効票又は白票を投じる。

以上